

## 豊中市子育て支援ポータルサイト構築および運營業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

豊中市子育て支援ポータルサイト構築および運營業務

### 2. 事業の目的

本事業は、「妊婦支援給付金」等を豊中市が運営するマチカネポイントで支給し、出産・子育てや就学のための物品、サービスの購入や豊中市内の加盟店での購入を補助することにより、豊中市で妊婦・子育てをする家庭の支援、及び豊中市の地域経済活性化を目的とするものである。

また、物品・サービスを発注する子育て支援ポータルサイト（以下、本サイト）では、豊中市の子育て支援情報や行政サービス等を発信することにより、子育て家庭を応援する気持ちを伝え、安心して子育てができる環境整備を推進するとともに、子育てにおける相談窓口・行政サービス等の情報を伝えるツールとして活用する。

### 3. 履行期間

履行期間は下記の予定とする。

ポータルサイト構築業務：契約締結日から令和7年（2025年）12月31日まで

ポータルサイト運営保守業務：令和8年（2026年）1月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

契約形態：委託契約

### 4. 委託業務の概要

#### (1) 委託業務概要

マチカネポイントアプリと連携可能な本サイトを構築し、商品・サービスの提供及び運用業務を行うこと

#### (2) 利用対象者および予定者数

本サイトでは、豊中市で妊婦・子育てをする家庭を利用対象者（以下、利用対象者とする）とする。

利用予定者数（年間）

妊婦支援給付金受給者：2,100名（予定）

小1ポイント受給者：3,000名（予定）

上記以外の利用者：未定

### 5. 委託業務内容

#### (1) 本サイトの作成

受託者は、本事業の目的に鑑み、利用対象者に喜ばれる妊娠・育児用品や就学用品、子育て支援サービス等を選択できる本サイトを作成すること。

掲載する商品の内容等は、以下のとおりとする。

#### ア 掲載商品の内容

(ア) 商品は、多様な家庭状況に配慮した幅広いニーズに応えられるよう、魅力的で十分な選択肢を用意すること。別紙に記載の各カテゴリの点数以上、かつ 300 点以上掲載し、利用対象者が任意に選択できるように用意すること。なお、同じ商品のサイズ・量目・セット組違いは全体で 1 点とすること。

(イ) 商品は、利用対象者向けのものを用意し、事業開始時から提供可能な商品を提案すること。

(ウ) 豊中市が指定する事業者が調達するサービスを掲載できるようにすること。

#### イ 掲載商品の選定基準

(ア) 商品は、妊婦及び出生した子どもが取り扱うことを念頭に、品質において、安心・安全を保証するものとする。

(イ) 食料品は、最低でも発送日から 1 週間以上の消費期限が保証されること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）はこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に利用対象者に確認・調整する等、商品が適切に利用対象者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

(ウ) 離乳食等の食品は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、品質の確保に努めるとともに、発送手段等を考慮し、最低でも発送日から 60 日以上消費期限を保証すること。

(エ) ベビーカー・ベビーシート等は、SG 認証（日本）、EN1888-2（欧州）又はそれに準ずる規格を取得していること。

(オ) 申込期間全体を通して供給できる商品を選定すること。また、事業開始時から速やかな発送が可能であり、集中した申込みに対しても供給できる商品であること。ただし、季節限定品目等、商品の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。

#### ウ 掲載商品入れ替えの仕組み

(ア) 季節ごとの商品入れ替えや利用対象者のニーズに基づく商品の追加等、必要に応じて商品の入替えに対応できるようにすること。

(イ) 商品入れ替え時には、新たな豊中市独自商品や子育て支援サービス

の掲載商品が量および割合として増えるよう努めること。

エ 掲載商品の価格設定

商品の価格は税込かつ送料込とし、市場流通価格とできるだけ乖離しない価格設定とすること。

(2) 本サイトの作成

受託者は、本事業の目的に鑑み、マチカネポイントアプリと連携して、商品・サービスを選択・発注できる専用の WEB サイトを用いて業務を行うこと。本サイトは、受託者が保守・管理を行うもので、利用対象者が見やすく、使いやすいものとして作成すること。また、本サイトの公開日は市と協議の上、決定することとし、公開前に文章の校正や本サイトの表示不具合等の確認を行い、その内容について市の確認を受けること。本サイトの機能等は以下のとおりとする。

ア 会員登録について

商品を発注する際には、会員登録（氏名、住所、児童の年齢等）を必須とすること。

イ 商品の決済方法およびマチカネポイントアプリとの連携

(ア) 本サイトは、豊中市が提供するマチカネポイントアプリと連携し、利用者がマチカネポイントで商品・サービスを発注できるようにする。

(イ) 決済方法は、マチカネポイントのみに限らず、クレジットカードなど他の決済方法にも対応できるようにすること。

ウ 商品等の申し込み

(ア) 本サイトでは、商品を品目、利用対象者の子どもの月齢、年齢に応じてポイント数等で分類し、選びやすく見やすいカテゴリ分けにすること。

(イ) 利用対象者からの発注後キャンセルの申し出については、対応方法や受付期間等について市と協議すること。

(ウ) 本サイトは会員登録を行わずとも、掲載商品が閲覧できること。

(エ) 発注履歴の閲覧や会員情報の管理等が行える、マイページを設置すること。

エ 行政サービスの発信

市が指定する別サイト（豊中市の子育て支援等に係るサイト等）への外部リンクを掲載し、子育て支援情報等を利用者へ提供すること。

オ 利用者への配慮

(ア) 本サイトは、目の不自由な方等、特別な配慮が必要な方も使いやすい工夫を施すこと。

(イ) 本サイトは多言語に対応すること。

(ウ) 本サイトでの発注は、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも行うことができる仕様とすること。

## カ セキュリティ要件

- (ア) クラウド環境の設置場所は日本国内のデータセンターとすること。取り扱うデータは日本国内のみでの管理とし漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。
- (イ) 通信及び蓄積データに対して暗号化を行うこと。
- (ウ) 回線が混雑して申込みができなくなることのないよう、通信環境やWEBサーバーの機能等の対策を講じること。
- (エ) サーバーを設置するデータセンターの要件として、耐震、防火、落雷、防水、停電対策、空調設備の整った建物であること。また、ICカードや指紋認証、監視カメラ等による入退室管理などセキュリティ確保が行われていること。
- (オ) サーバー等システム機器について、適切にウイルス対策を行い、セキュリティ対策ソフトウェア定義及びそのサーバーOSの更新プログラムを、即時性を考慮し適切なタイミングで更新できるようにすること。

## キ その他

将来的に豊中市が指定する OpenIDConnect 等に対応した ID 認証基盤のクラウドサービス（現時点では xID を想定）にてログインできるよう、認証・認可機能の拡張が可能であること。

## (3) 運用体制の構築

### ア サイト保守

- (ア) サーバーメンテナンス等で、利用対象者が本サイトを利用できない期間を可能な限り短くし、メンテナンス等にあたっては利用対象者の利便性に配慮すること。
- (イ) サーバーに障害が発生した時に、適切に対処できる体制を設けること。

### イ 品質管理

- (ア) 商品の入荷から在庫管理、梱包、発送に至るまで、利用対象者が取り扱うことを念頭に置いた適切な品質管理を行うこと。

### ウ 在庫・配送管理

#### (ア) 商品保管

- a.商品が欠品しないように配慮すること。
- b.商品を在庫する倉庫は、災害やセキュリティ対策を万全に行うこと。

#### (イ) 届け日の指定

- a.受注者は、利用対象者からの発注に基づき、各家庭への配送を行うこと。
- b.配送は、原則として発注を受理してから概ね3週間以内、もしくは予めカタログ上に示した発送時期に利用対象者へ商品を発送すること。また3週間以降の日付で、届け日指定をできるようにすること。

c.特段の理由により、商品の発送が著しく遅れる場合は、事前に当該利用対象者へ発送時期を連絡し、了承を得ること。また、消費期限の短い離乳食等、時間の経過によって価値が著しく損なわれるものについては、利用対象者へ適切に届くよう配慮すること。

(ウ) 梱包・配送

- a.同時注文分の配送物は、発注のあったものを可能な限り一つにまとめて送ること。
- b.発送にあたっては、利用対象者の受領が確認できる発送方法とすること。
- c.商品の発送について、利用対象者の都合による転送は原則行わない措置を講じること（ただし、利用対象者が配送会社に直接転送を依頼する場合は除く）。また、商品の輸送中における破損や紛失に対し、保障が受けられる発送方法とする。
- d.不着返却のあった商品については、速やかに利用対象者の登録電話番号に連絡する等し、適正に届けるように努めること。連絡が取れない等再配送が困難な場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。

エ 利用者のサポート

(ア) 問い合わせ窓口の設置

- a.受注者は、問い合わせ窓口を設置し、利用対象者からの問い合わせ等（カタログ内容への質問、配送に係る質問、紙媒体の商品案内の希望者への送付、多言語対応等）に対応できる体制を構築すること。
- b.問い合わせ窓口での対応は、電話を原則とする。問い合わせ窓口は、少なくとも平日午前9時から午後5時まで開設すること。
- c.常時受付可能なメールフォームを設置すること。

オ 関係事業者との連携

- (ア) 本サイトで発注する際のマチカネポイント利用について、発注後の受託者への支払い方法等を市が指定する事業者と調整すること。
- (イ) 本サイト掲載商品の選定や入れ替え、掲載方法については、市および商品選定に関わる市の委託事業者等と連携して行うこと。

(4) 利用実績報告、利用後アンケートの実施および報告

- (ア) 受託者は市と利用実績報告や利用後のアンケートについて実施頻度や内容を協議し、実施すること。
- (イ) 利用実績やアンケートから利用の傾向や満足度を分析することで本事業の改善に努めること。
- (ウ) 利用実績については、市での2次利用ができるよう、利用者への同意形成の方法や2次利用するデータ項目の内容について市と協議し、実施に努めること。

(5) 広報物の作成

受託者は、本事業の目的に鑑み、対象者に対して、本事業内容やカタログ内容等について、効果的な方法で広報・周知ができる広報物を作成すること。

6. 個人情報の保護

本事業によって知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の管理に十分注意し、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。また、受託者はプライバシーマークを取得しており、個人情報については適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。

7. 費用負担

本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本事業の履行に必要な経費は全て受託者の負担とする。

8. その他

この仕様書に定めのない事項や疑義については、市と協議のうえ決定する。

## カタログ内容

## カタログ掲載商品

カテゴリ	掲載点数	商品例（参考）
家事・育児サービス	5点以上	家事支援・育児支援サービス 等
マタニティ用品	25点以上	マタニティウェア、妊婦帯 等
乳幼児衣料品	35点以上	肌着、ロンパース、靴下、アウター 等
育児食料品	20点以上	ミルク、離乳食 等
育児消耗品	20点以上	おむつ、おしりふき 等
育児生活支援品	40点以上	空気清浄機、ベビーモニター、お掃除ロボット、生活雑貨 等
玩具等	45点以上	知育玩具、常用玩具、ブロック、絵本 等
育児日用品	45点以上	ベビーカー、チャイルドシート、抱っこ紐、ベビーチェア、哺乳瓶、安全対策用品 等
多胎児用品	10点以上	多胎児用ベビーカー 等
衛生用品	20点以上	ベビー用スキンケア商品、除菌用品 等
就学用品	30点以上	文房具、筆記用具 等
豊中市独自商品	5点以上	豊中市内事業者のサービス、商品 等
合計	300点以上	

注1：上記のカテゴリ及び掲載点数については、必ずカタログに掲載するものとする。

注2：上記のカテゴリや掲載商品には、寄付・募金、アルコール類・たばこ等の妊婦・子育て支援として不適切な商品や、資産形成価値の高いものや内祝い等本事業の目的に適さない商品は掲載しないこと。

注3：上記事項にないカテゴリ等をカタログに掲載する場合には、事前に発注者に協議すること。

注4：季節ごとの商品入れ替えや利用対象者のニーズに基づく商品の追加等、必要に応じて商品の入替えに対応できるようにすること。